

クリスマスカードを作ろう

〈内容〉絵が飛び出すクリスマスカードを作ります。〈日時〉12月16日(土) 午後1時30分〜同2時15分 〈場所〉園ふれあいの館(八坂町) 〈対象〉市内の小学生 〈費用〉無料 〈定員〉15人(先着順) 〈申込期間〉12月2日(土)〜同14日(木) 〈申込・問い合わせ先〉園ふれあいの館 ☎25・4452番、FAX47・5088番 ※電話か、直接窓口で申し込んでください。

星教室 クリスマスの星を見よう

〈内容〉クリスマスツリーの一番上に輝く星の正体について学びます。冬の夜空を大きな望遠鏡で探訪してみませんか。〈日時〉12月22日(金) 午後7時〜同8時30分 〈場所〉園子どもセンター(日夏町) 〈対象〉天体に興味がある人(小学生以下は保護者同伴) 〈定員〉30人(先着順) 〈費用〉300円(幼児は無料) 〈申込期間〉12月9日(土)〜同17日(日) 〈申込・問い合わせ先〉園子どもセンター ☎28・3645番、FAX28・3646番 ※電話か、直接窓口で申し込んでください。雨天などの場合は中止。午後4時以降に開催の有無を確認してください。



第104回

消費生活センターつうしん

架空の請求にご注意ください

ある日メールが届きました。

受信メール

差出人：abc@.....ne.jp
件名：督促状

年間登録料が発生し、このまま放置いたしますと民事訴訟を起こされる可能性があります

貴方の利用されていた契約会社側から民事訴訟として訴状が提出されました

ご連絡がない場合、給料、動産、不動産の差し押さえを履行させていただきます

- END -

「ネット通販で未払いがあったかな?」「動画を見たことあるけど、もしかして有料だったかも...」
メールやはがきで届いた請求に、確認のため電話をすると、料金の振込やプリペイドカードの購入を指示され、金銭被害に遭ってしまつてしまいます。むやみに連絡することはやめましょう。
はがきなどの普通郵便やメールで、裁判所から連絡がくることはありません。
このようなことが書かれたメールやハガキが届いても、無視して問題ありません。それでも心配という人は、消費生活センターへご相談ください。



ひこね生涯学習 人材バンク

教育・文化・芸術・レクリエーションなどの豊富な経験があり、指導できる人を探しています。あなたの知識・技能・経験を、地域の学習の場に生かしてみませんか。詳しくは、彦根市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

申込・問い合わせ先
園教育委員会生涯学習課
☎24-7974、FAX23-9190



第69回人権週間 12月4日(月)〜同10日(日) みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち～
～未来へのつなぎ～ 違いを認めよう

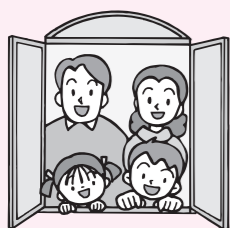
人権は、人間が幸せに生きていく権利で、全ての人が生まれながらに持っている基本的な権利です。あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくりましょう。

そのためには、私たち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

「人権週間」を機会に、家庭で、職場で、学校で、地域で、家族と、友達と、みんなと、身近なことから人権について考えてみてください。
問い合わせ先 園人権政策課 ☎30・6115番、FAX24・8577番

人権に関わる相談は 人権擁護委員・各相談窓口へ

人権に関する問題で、相談する相手がなくて困ったという経験はありませんか。そんなときには、人権擁護委員や法務局が相談に応じます。
いじめや体罰、児童虐待などの



- ▼子どもの人権や、配偶者・パートナーからの暴力などの女性の人権をはじめ、あらゆる差別問題や家庭内、職場内、隣近所での問題などについて相談を受け付けています。
- ▼全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-0003-110番
- ▼子どもの人権 110番 ☎012-0-0007-110番
- ▼女性の人権ホットライン ☎0570-0708-110番
- ▼外国語人権相談ダイヤル ☎0570-0909-911番
- ▼大津地方法務局彦根支局 ☎22-0242番
- いすれも月々金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分〜午後5時15分
- ※秘密は固く守ります。安心して相談してください。

小江戸彦根と 世界遺産登録(3)

暫定リスト記載②

平成4年、姫路城および彦根城が他の8件とともに文化遺産暫定リストに記載されました。同年、姫路城の天守群は世界に類を見ない「17世紀木造建築の最高峰」であり「防御に工夫された日本独自の城郭の構成を最もよく示した城」として日本政府により推薦され、翌年、世界遺産委員会は、6つの登録基準のうち「人類の創造的才能を表す傑作」(基準①)および「歴史上の重要な段階を物語る建築物」(基準④)に該当するとして登録を決定しました。

彦根城にとって姫路城の登録は、その後、大きな課題となりました。同時代・同種の資産は、そのままで世界遺産として認められにくいので、文化庁は、彦根城の推薦を検討するための要件として、長年、以下の研究をするよう彦根市に指示してきました。

- ① 既登録資産である姫路城との差別化
 - ② 国内外の類似資産との比較
 - ③ 世界遺産ルールに照らし合わせ、開発が進んだ城下町をいかに価値づけるか。
- 同時代・同種でも、人類史上、異



▲彦根城内 表門橋

なる意味合いをもつ、世界で唯一無二の建造物群や遺跡であることが比較研究によって実証された場合は登録に至っています。そこで市は、彦根城とその関連資産の価値を、江戸期の都市構造や機能の中に求めました。暫定リストにおいても、彦根城について、自然地形を巧みに活かした城郭、城主の居館、武家屋敷や下級武士、商人や工芸職の家屋が濠によつて同心円状に区分されているとし、「都市計画や景観設計の発展に重要な影響を与えた価値の交流」(基準②)や「文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証」(基準③)という基準にも言及しています。

天守建造物より広い範囲のこうした文化遺産が、人類史上の価値として登録されることを目指し、市は学術検討委員会の助言のもとに推薦書案を作成中です。(続く)

彦根市副市長 山根裕子